



2019年
2月
196号



連合鶴岡田川

編集発行
連合山形鶴岡田川
地域協議会
鶴岡市泉町8-57
TEL 0235-25-8605
労働組合センター内



連合は「Action!36」キャンペーンを全国で展開しています。会社が残業をさせるためには「36協定の締結」が不可欠ですが、そのことを知っている人は5割半ば（連合2017年インターネット調査・有効回答数1,000人）で、勤め先が「36協定を締結している」のは、なんと4割半ばとの回答でした。この調査から、36協定を結ばずに残業させている企業が多いという実態が浮き彫りになりました。

長時間労働を是正して、すべての職場で「より良い働き方」を実現していくためには、何はともあれ「36協定の適切な締結」が絶対に必要です。そんな思いを込めて"Action!36"をスタートしました。

【労働基準法36条】

労働基準法36条に「労働者は法定労働時間（1日8時間1週40時間）を超えて労働させる場合や、休日労働をさせる場合には、あらかじめ、労働組合と使用者で書面による協定を締結しなければならない」と定められています。

会社が法定労働時間以上の残業や法定休日出勤に従業員に課す場合は、労使間で「時間外労働・休日労働に関する協定書」を締結し、別途「36協定届」を労働基準監督署に届け出ることになっています。

就業規則の作成と届け出は常時10人以上の労働者を使用する使用者と規定されているのに対し、36協定は労働者がたった1人でも、法定の労働時間を超えて労働（法定時間外労働）させる場合、又は、法定の休日に労働（法定休日労働）させる場合には、届け出が必要なのです。

もし、この「36協定届」を労働基準監督署に届け出ずに従業員に時間外労働をさせた場合は、労働基準法違反となるのです。しかし、平成25年10月に厚生労働省労働基準局が発表した調査によると、中小企業の56.6%が時間外労働・休日労働に関する労使協定を締結しておらず、そのうちの半数以上が「時間外労働や休日出勤があるにも関わらず労使協定を締結していない」＝「違法残業を課している」ということが明らかとなりました。

【3月6日は36（サブロク）協定の日】

連合は2019年4月1日から改正労働基準法が施行されることを踏まえて、長時間労働を是正し、すべての職場に「36協定の適切な締結」を広めるため、厚生労働省などを含む協賛団体と3月6日を36協定の日と位置づけて取り組みを行っています。また、全国中小企業団体中央会との長時間労働是正に向けた共同宣言も実施しています。



【県議会議員選挙】

連合山形は3月29日（金）告示、4月7日（日）投票の山形県議会議員選挙にむけて、今野みな子さん（元鶴岡市議会議員）、高橋 淳さん（元庄内たがわ農協職員）を推薦して闘うことを決定しました。

連合山形鶴岡田川地域協議会では連合山形の方針を受けて2名の当選を勝ち取るため、幹事会・単組代表者会議を開催し、構成組織に擁立の経過などの理解を求めました。

連合山形鶴岡田川地域協議会主催の決起集会を3月21日（祝日）に開催しますので、多くの結集をよろしくお願いいたします。



今野 美奈子



高橋 淳

【連合鶴岡田川地協の取り組み】

- 3月 7日（木）
メーデーありかた検討委員会（18時00分・勤労者会館）
- 3月 8日（金）
国際女性デー（18時30分・勤労者会館）
- 3月 9日（土）
2019春季生活闘争勝利総決起集会（13時～16時・山形市民会館）
- 3月10日（日）
今野美奈子決起集会（10時30分・勤労者会館）
- 3月13日（水）
メーデー第1回実行委員会（18時15分・勤労者会館）
- 3月21日（木）
地協主催山形県議選決起集会（18時00分・勤労者会館）
- 3月26日（火）
高橋 淳決起集会（18時00分・東京第一ホテル鶴岡）
- 3月28日（木）
連合地協第4回幹事会（18時15分・勤労者会館）
- 3月29日（金）
山形県議会選挙告示・地協ポスター貼り（8時30分・勤労者会館）
- 4月 3日（水）
メーデー専門委員会（18時00分・勤労者会館）
- 4月12日（金）
2019春闘決起集会（18時00分・勤労者会館）